

豊後高田市建設工事等の情報共有システム活用試行要領

令和8年5月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、豊後高田市が発注する工事（以下、「発注工事」という。）における、受発注者の業務効率化、工事目的物の品質確保の推進を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(2) 工事帳票

工事帳票とは、土木工事共通仕様書で定義する「書面（※2）」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

※2署名とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。（大分県土木工事共通仕様書第1編 第1章 1-1-2 用語の定義）

(試行対象工事)

第3条 試行対象工事は、発注工事のうち、予定価格3,000万円以上の土木一式及び舗装工事とし、「受注者希望型」（受注者が情報共有システムを活用することを希望し、受発注者間で協議が整った場合に実施するものをいう。）とする。試行対象外工事であっても、受注者の申し出があれば、試行対象工事とすることができるものとする。ただし、予定価格500万円未満の工事については、適用外とする。

2 受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。

3 試行対象工事は、特記仕様書に情報共有システム活用試行工事であることを明示するものとする。

(情報共有システム)

第4条 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載

されている情報共有システム提供者(※3)(※4)のものとする。この場合において、原則として大分県様式(※5)を準用した工事帳票の作成が可能なシステムとする。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意しなければならない。

※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表
(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

※4 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表(営繕工事編) (<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

※5 大分県様式 (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)

(工事帳票)

第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができるため、「書面」として認めるものとする。ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても、受発注者の署名・押印と同等の処理がなされているものとする。

(セキュリティ関係)

第6条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から、次の項目の管理を徹底しなければならない。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は、原則、電子データでの工事完成(中間)検査の受検とする。ただし、次の工事帳票は、紙媒体で受検するものとする。

- (1) 施工計画書
- (2) 出来形管理資料及び品質管理資料
- (3) その他、A3サイズを超えるデータなど、検査時の視認性に劣るもの

(利用上の留意事項)

第8条 工事帳票発議のうち、次の工事帳票については、紙媒体で提出しなければならない。

(1) 施工計画書（変更施工計画書含む。）

(2) 重要事項の指示・承諾・協議案件等

2 発議管理機能で登録するファイル形式は、PDFとする。

(情報共有システム利用料)

第9条 土木工事における情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、土木工事標準歩掛等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれているものとする。ただし、共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、受注者が希望した場合のみ情報共有システムを利用し、費用の積み上げ計上は行わないものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月22日から施行し、同日以後に起案する工事から適用する。